



市民のみなさまにわかりやすく  
信頼される議会へ！

議長に山中修己議員、  
副議長に加島淳議員を選出

## 市議会の新役職決定

市議会は、5月22日に臨時会を開催し、議員の資格決定の件及び市長から提出された議案2件（条例改正1件、同意案件1件）を可決・同意しました。

また、議長、副議長の選挙を行い、議長に山中修己議員、副議長に加島淳議員を選出するとともに、議会選出の監査委員として久後淳司議員の選任に同意しました。

そのほか、総務文教常任委員、民生地域常任委員、新庁舎建設特別委員、議会運営委員、一部事務組合議員、各種委員等をそれぞれ選任しました。（委員、組合議員等の構成は、2～3ページに掲載しています。）



久後淳司監査委員・山中修己議長・加島淳副議長

議長就任  
あいさつ



議長 山中修己

向暑の候、市民のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は市議会の活動に、格別のご理解、ご支援を賜り、まことにありがとうございます。さて、この度、議長の要職を務めさせていただくことになりました。身に余る光栄に存じますとともに、その職責の重大さを改めて痛感し、身の引き締まる思いでございます。

微力ではございますが、公平・公正・透明性をさらに高め、市民のみなさまにわかりやすく、信頼される議会を目指し、これまで培ってまいりました経験を活かして、議会の円滑な運営と、歴代議長が取り組んでこられた小野市議会独自の議会活動の充

実に努めてまいります。この度の臨時会では、議会役員の改選に先立ち、議員の資格決定について採決が行われました。生活の本拠としての継続した実態が小野市にあったどうかを判断するため、地方自治法第100条に基づく「資格審査特別委員会」を設置して、約3か月間にわたり、客観的なデータを収集・分析し、議論を重ね、市民の皆様へ納得していただけるよう、公平・公正に審査した結果、大変重い決断を行ったところでございます。

一方、全国的にその「あり方」が注目されている「政務活動費」の問題でございますが、小野市議会では、今年度から全面廃止をいたしました。これは、県内何か問題があったからということでは決してなく、議会における調査研究活動のあり方を、全国に先駆けてゼロベースで見直すものでございます。

今後、市民のみなさま方の信頼と負託に応えるべく、議会自らの改革を更に進めながら、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、行政と議会が緊張関係を保ちつつ、小野市の更なる発展のため、協力して市政を推進してまいります。

今後とも、より一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

議会選出の各組合議員・各種委員

各組合議員	北播磨総合医療センター企業団	小野加東広域事務組合	小野加東加西環境施設事務組合	北播磨衛生事務組合	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園
	久後 淳 司	小林千津子	富田 和 也	山本 悟 朗	平田 真 実
	小林千津子	河 島 信 行	前田 光 教	山中 修 己	高坂 純 子
	山本 悟 朗	藤 原 章	岡 嶋 正 昭	川 名 善 三	
	河 島 三 奈	加 島 淳			
竹 内 修					

  

各種委員	小野市都市計画審議会	小野市環境審議会	小野市商工業振興対策審議会	小野市国民健康保険運営協議会	小野市民生委員推薦会
	前田 光 教	平田 真 実	富田 和 也	高坂 純 子	河 島 三 奈
	藤 原 章	岡 嶋 正 昭	河 島 信 行		
	河 島 三 奈				

市議会の会派構成

(平成29年5月22日現在)

会派に属する議員は15名中13名

- 市民クラブ (6名)
- ◎前田光教
- 岡嶋正昭
- 久後淳司
- 小林千津子
- 高坂純子
- 山中修己
- 改革クラブ (3名)
- ◎富田和也
- 河島三奈
- 加島 淳
- 公明党 (2名)
- ◎川名善三
- 竹内 修
- 民政クラブ (2名)
- ◎山本悟朗
- 平田真実

◎幹事長、○副幹事長

## 民生地域常任委員会



後列左から、山本悟朗委員、加島淳委員、藤原章委員、久後淳司委員、岡嶋正昭委員  
前列、竹内修副委員長、河島三奈委員長

福祉、健康、高齢者、子育て支援、医療、まちづくり、景観整備、道路、河川、住宅、農業、商工業、観光、上下水道などについて、調査・審査を行います。(市民福祉部、地域振興部、水道部、農業委員会の所管に関する事項)

## 総務文教常任委員会



後列左から、富田和也委員、河島信行委員、高坂純子委員、平田真実委員、前田光教委員、山中修己委員  
前列、小林千津子副委員長、川名善三委員長

広報・広聴、総合計画、プロジェクト、交通政策、財政運営、防災、地域安全、ヒューマンライフ、環境、消防、会計、学校、教育、生涯学習などについて、調査・審査を行います。(秘書課、総合政策部、総務部、市民安全部、消防本部、会計課、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、教育委員会の所管に関する事項)

## 新庁舎建設特別委員会



後列左から、富田和也委員、平田真実委員、小林千津子委員、高坂純子委員、前田光教委員、岡嶋正昭委員  
前列、川名善三副委員長、加島淳委員長

新庁舎建設に係る調査・研究を行います。

## 議会運営委員会



後列左から、加島淳委員、川名善三委員、山本悟朗委員、岡嶋正昭委員  
前列、富田和也副委員長、前田光教委員長

市長から提出される議案や議会の会議規則、委員会条例、議長の諮問などの調査・審査を行い、議事の円滑な進行を協議します。

## 5月臨時会 こんなことが決まりました。

### ① 小野市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)において、地方公共団体が条例により独自に個人番号を利用する場合においても、国の情報連携ネットワークシステムを利用した情報連携が行えるように改正されたことから法改正の内容に合わせて整理するもの。[平成29年5月30日施行]

### ② 椎屋邦隆議員に対する資格決定の件について (4ページに掲載)

# 椎屋邦隆議員に対する資格決定について 被選挙権を有さず、議員の資格を有しないことに決定

椎屋邦隆議員の小野市内での居住実態に疑義があることから、さる2月23日付で2名の議員から椎屋議員に対する資格決定要求書が提出されました。

これを受けて、2月27日の第405回市議会定例会において委員8名で構成する資格審査特別委員会が設置され、計9回にわたり委員会を開催し、椎屋議員の資格の有無（生活の本拠としての居住実態が小野市にあるかどうか）について、本人・関係人に対する証人尋問や提出された証拠資料の確認、また、委員派遣による実地調査を行うなど、約3ヶ月間に渡り慎重に審査を行ってまいりました。

5月9日に行われた第8回資格審査特別委員会において、賛成多数をもって、「椎屋議員は被選挙権を有さず、議員の資格を有しない」と決したことを受け、5月22日の第406回市議会臨時会において同委員会審査報告の後、椎屋議員の資格決定の件について、採決が行われました。

除斥対象となる椎屋議員を除く全議員による起立採決が行われ、出席議員15名の3分の2以上の賛成（特別多数議決）により、「被選挙権を有さず、議員の資格を有しない」と決定しました。この議決により、椎屋議員は小野市議会議員を失職となりました。

※椎屋邦隆議員は、市議会の資格決定に関する決定を不服として県知事に審査の申立てを行っています。

## 〈被選挙権を有さず、議員の資格を有しないと決定した理由〉

椎屋議員に対する資格決定について、被選挙権を有さず、議員の資格を有しないと決定した主な理由は次のとおりです。

### ○本件の争点について

椎屋議員は、隣接する三木市に自己名義の持家と家族があり、単身で小野市に居住しているとのことであるが、水道の使用量がかなり少量であることなどから、椎屋議員の被選挙権の有無、すなわち生活の本拠としての居住実態が小野市内にあるかどうかについて疑義が生じた事項を明らかにするため資格審査を実施したものの、

本件では、平成27年1月26日から椎屋議員が当選した小野市議会議員選挙投票日であった平成27年4月26日までの3ヶ月間及び当選後から現在に至るまでの間、椎屋議員が継続して小野市内に生活の本拠としての居住実態を有していたかが争点となった。

### ○小野市内の光熱水費の状況

生活の本拠の判断にあたっては、日常生活において人が必ず行う行為である起臥寝食の状況を客観的に表す光熱水費の使用量を最も重視して検証を行った。小野市内における光熱水費の使用量は、一般的な生活に必要なと思われる使用量はもちろんのこと、椎屋議員が主張するような節約して使用していたという状況を考慮してもなお必要と思われる使用量を満たしていない期間が多くあり、平成27年1月26日から現在に至るまでの間において生活の本拠としての継続した生活実態が小野市にあったとは認められない。

### ○家計上における生活実態

小野市内の住居からわずか15km圏内の三木市内に自己の所有する土地及び家屋があり、家計を同一にする配偶者がそこで生活しており、さらに、椎屋議員から提出されたクレジットカードの利用明細においても小野市内よりもむしろ三木市内の住居近隣でのスーパーの利用頻度が高いことが確認できるなど、三木市の住居圏内において生活を行っている状況が見受けられる。

### ○地縁的活動

公職選挙法において市議会議員に住所要件が必要とされているのは、その地に住み続けることにより築かれる地域との地縁的関係が深く、かつ、当該自治体の事情に通じていることの必要性が求められているからであるが、例えば地元自治会行事への参加が見受けられず、地元自治会長の氏名等も把握していないなど小野市内において住み続けることにより築かれる地縁的繋がりにおける生活実態は見受けられない。

以上のことを含め総合的に判断した結果、日々の生活において最も関係の深い一般的私生活、全生活の中心は小野市内の住居ではなく、三木市が生活の本拠であるという判断となりました。

### 資格審査特別委員会の主な審査内容（第7回から第9回）

※第1回から第6回までの主な審査内容については、前回の議会だよりをご覧ください。

回数	開催日	主な審査内容
第7回	4月28日	・参考人尋問 匿名の市民からの電話内容などについて（総務部長） ・椎屋邦隆議員の証人尋問（2回目）
第8回	5月9日	・審査全体を通じての意見交換 ・討論 ・採決 ・椎屋議員は、被選挙権を有さず議員の資格を有しないことに賛成多数で決定
第9回	5月15日	・委員会審査報告書及び委員長報告について協議・承認

## 椎屋邦隆議員の資格決定についての議決結果

会派名 (5月22日現在の所属人数)	市民クラブ (6人)					改革クラブ (3人)			公明党 (2人)		真政クラブ (2人)		民政クラブ (2人)		無党派 (1人)	原案可決	
	山 中 修 己	岡 嶋 正 昭	前 田 光 教	高 坂 純 子	小 林 千 津 子	久 後 淳 司	加 島 淳	富 田 和 也	河 島 三 奈	川 名 善 三	竹 内 修	河 島 信 行	椎 屋 邦 隆	山 本 悟 朗	平 田 真 実		藤 原 章
椎屋邦隆議員の資格決定の件 「被選挙権を有さず、議員の資格を有しない」とする資格決定書(案)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	※1	○	●	●	特別多数議決(2/3以上の賛成)による

※○は賛成、●は反対

※1椎屋邦隆議員は、除斥対象となるため採決に加わるできません。

※議員の資格がないことを決定するには、出席議員の2/3以上の賛成が必要（特別多数議決）